

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

本市においては、「中東情勢の影響による工事資材の価格高騰に対する単品スライドの運用について（通知）（令和 8 年 5 月 22 日財監第 55 号）」により対応を図っているところですが、中東情勢の変化による影響等に対し、工事資材価格の高騰のみならず、特定の資材（ナフサ関連等）については調達が困難な状況にあります。

このため、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知いたします。

記

1. 添付資料

- ・中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用

2. 「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」の掲載場所

○公開するページの場合

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 工事基準

> その他 > 9. 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

○ホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/tyutojosei_kensetsushizai.html



【問い合わせ】

福岡市財政局技術監理部技術監理課

TEL：092-711-4844

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更に係る運用

1. 目的

本運用は、本市が発注する土木工事・営繕工事において、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加で必要となる調達経費の設計変更に当たり、必要な手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材で①②を基本とし、建設資材の流通状況は日々変動することを踏まえ受発注者間で協議の上、決定する。

① 調達検討資材の例示

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

② 一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の①、②の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者の諸経費等、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

なお、別途調達経費は「4. 積算方法」により算出し、直接工事費に含めるものとする。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 手続き

(1) 本運用の対象工事は、特記仕様書に「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」（特記仕様書記載例参照）の記載がある工事とする。

なお、既契約工事については、過去に購入した資材も含め、受発注者間の協議により、調達検討資材を設定することが可能な場合は、対象とすることができる。

(2) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に監督員に「調達検討資材に関する協議書

（様式１）」を添付した工事打合せ簿を提出し、協議の上、実施するものとする。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- （３）設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」及び調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を添付した工事打合せ簿を監督員に提出する。
- （４）代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- （５）設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の仕様・規格の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を記載した「調達検討資材一覧（様式３－１，３－２）」を添付する。なお、代替資材を調達する場合、発注者等との協議など通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- （６）妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- （７）本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 25 条（スライド条項）の対象外とする。
- （８）設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこととする。
- （９）受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5. 積算方法

（１）設計変更を行う対象数量

- ・設計変更を行う対象数量は、内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

（２）設計変更に用いる材料単価

- ・受注者から提出された証明書類に記載された購入単価を使用する。
- ・実際の購入単価が一般的な実勢単価と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている単価を使用することができる。

（３）別途調達経費の算出法

- ・別途調達経費は、（１）の対象数量に（２）で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額を乗じて求め、直接工事費に計上する。なお、材料費に連動する諸経費等がある場合は、これを加算する。
- ・土木工事において、材料費が個別に設定されている場合は、（１）の対象数量について、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行う。

- ・ 営繕工事において、設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用して求める。
- ・ 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の単価の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

6. 適用

本通知は、令和8年9月10日以降、起工する工事に適用する。

なお、令和8年9月9日以前に起工した工事（既契約工事含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

7. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

特記仕様書記載例

○中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は、受注者と監督員で協議するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を添付した工事打合せ簿を提出し、協議の上、実施するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」及び調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を添付した工事打合せ簿を監督員に提出する。
5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに期すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第25条（スライド条項）の対象外とする。

様式 I

調達検討資材に関する協議書

工事件名： _____

種別	調達検討資材と したい資材名	仕様・規格	対象 数量	購入 時期	調達予 定単価	中東情 勢の影 響	添付書 類番号
②	(例) 硬質ポリ塩化 ビニル管	〇〇	10m	R8.4 月	〇円	有	I

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式単価でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

4. 対象数量は購入予定数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

工事件名： _____

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	購入単価	証明書	証明書類番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式単価でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

4. 対象数量は購入数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

5. 購入単価は、原則として実際の取引伝票もしくは請求書等の購入単価が確認できるものとする。ただし、受注者自ら材工一式を提供する場合等、見積書によらざるをえない場合には、この限りではない。

調達検討資材一覧

本工事において「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」に基づき、調達経費を別途要するものとし、設計変更を実施する調達検討資材は下記のとおりとする。

工事件名：

[illegible]